

めぐろ学校教育プラン改定素案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの概要について

めぐろ学校教育プランの改定に当たり、平成21年3月23日制定の「目黒区教育委員会パブリックコメント手続要綱」に基づき、パブリックコメントを実施しました。お寄せいただいたご意見とそれに対応する検討結果をパブリックコメントの実施結果として取りまとめています。

なお、長文にわたるものや重複、具体的な名称等は、趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記、要約または分割している場合があります。

2 実施方法

○募集期間 令和3年11月14日(日)から令和3年12月14日(火)まで

○周知方法 ア 掲載場所 めぐろ区報(11月15日号)、目黒区公式ホームページ、周知用チラシ、きょういく広報(11月15日号)

イ 配布・閲覧場所 総合庁舎1階区政情報コーナー、5階教育政策課、地区サービス事務所(東部地区除く)、住区センター、区立図書館、社会教育館、めぐろ学校サポートセンター、目黒駅行政サービス窓口

ウ その他 目黒区公式LINE、目黒区公式Youtube、学校・園保護者等間連絡システムにて周知(登録保護者等)

3 提出者数

提出者	種別			計
	メール	FAX	書面	
個人	16	0	1	17
団体	3	0	0	3
議会	3	0	1	4
合計	22	0	2	24

4 対応区分別件数

番号	対 応	件 数	割 合
1	意見の趣旨を踏まえて「めぐろ学校教育プラン改定案」に反映します。	1	1.4%
2	意見の趣旨は「めぐろ学校教育プラン改定素案」で取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	21	29.6%
3	意見の趣旨は「めぐろ学校教育プラン」では取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	20	28.2%
4	意見の趣旨は、今後の検討・研究の課題とします。	18	25.3%
5	意見の趣旨に沿うことは困難です。	9	12.7%
6	その他	2	2.8%
	合 計	71	100.0%

5 項目別件数

番号	項 目	件 数	割 合
1	改定素案全般	2	2.8%
2	第1章 めぐろ学校教育プランの概要	0	0.0%
3	第2章 めぐろ学校教育プランで目指す子ども像・学校像	0	0.0%
4	第3章 取組の方向①確かな学力の向上	7	9.9%
5	第3章 取組の方向②豊かな心の育成	12	16.9%
6	第3章 取組の方向③健やかな体の育成	2	2.8%
7	第3章 取組の方向④新しい時代の学校教育を支える環境整備	18	25.3%
8	第3章 取組の方向⑤魅力ある学校施設への更新	8	11.2%
9	第3章 取組の方向⑥学校内外の連携・分担による学校マネジメントの実現	9	12.7%
10	第3章 取組の方向⑦子どもの安全・安心の確保	6	8.5%
11	参考資料	0	0.0%
12	その他	7	9.9%
	合 計	71	100.0%

6 めぐろ学校教育プラン改定素案に対する意見と検討結果

整理番号	提出者	種別	意見内容	項目	所管	対応区分	検討結果(対応策)
1	個人	メール	時代背景で教育施策を改定していることを知らなかったので、大変勉強になりました。	改定素案全般	教育政策課	6	「めぐろ学校教育プラン」は、本区の学校教育に関する中期計画として、平成15年2月に策定した後、社会状況の変化等を踏まえて、4回の改定と3回の一部改定を行っています。引き続き、年度ごとに各実施策の進捗状況を確認し、実施策ごとの方向性や有効性などを検討していきます。
2	個人	メール	ひとり親の子ども支援を拡充すべき。その記載がない。ひとり親がどれ程子育てが大変なのか理解すべき。	改定素案全般	教育政策課	5	「めぐろ学校教育プラン」は、教育委員会の教育目標・基本方針を学校教育において実現するための計画として定めています。一方で、本区では「目黒区子ども条例」の基本理念を具体化させ、子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため「目黒区子ども総合計画」を策定しています。ひとり親家庭の支援については、「子ども総合計画」に位置付けており、「めぐろ学校教育プラン」に定める施策は他計画との連携を図りながら進めていきます。
3	議会	メール	学力調査の実施・活用について 学力調査は、子ども同士で学力を競わせ子どもを序列化するものです。さらに区の学力調査は、現場の教員が係わることなく、業者がテストの内容をつくり採点をし、さらに業者がテストの結果に基づいて授業の改善プランを作成。教員がその改善プランを基に子どもの指導を行うというものです。しかし本来、テストをすることなく一番子どもの理解力や現状を把握している教員が指導を行うことです。区の学力調査は中止すること。	第3章 取組の方向① 確かな学力の向上	教育指導課	5	目黒区学力調査は、平成19年度より区立学校に通う小学校第2学年から中学校第3学年までを対象に、学習状況を組織的・継続的に調査、分析し、各学校の指導法や教育課程の改善、充実を図り、学力の定着、向上を目指すことを目的として実施しています。 調査問題は、学習指導要領の内容に沿った作成が必要であるとともに、本調査は小学校第2学年から中学校第3学年の約5万から15万人の児童・生徒を対象とした大規模な調査であることから、信頼性の高い専門の事業者に委託することが適切であると考えています。なお、教育委員会では、学校長や副校長を委員とした学力向上検討委員会を事務局内に設置し、本調査について意見聴取及び協議を随時行っています。 調査結果について、各学校では、児童・生徒や保護者との学習相談で活用するとともに、学習指導の成果と課題を経年比較によって明確にし、授業改善プランを作成する際の重要な資料として役立てています。 教育委員会としては、学校間の序列化や過度な競争が生じないように十分に配慮しながら、今後とも目黒区学力調査を実施し、児童・生徒一人ひとりの個に応じた指導の充実及び授業の改善を図っていきます。
4	個人	メール	学力調査の詳細分析と結果を基にした教育施策 現在、学力調査の結果は、個人への学習アドバイスツールとして活用されていますが、より詳細な分析をして、それを教育施策に生かして欲しいと思います。例えば、ピオトープのある学校は、他の学校と比較して理科の正答率が高いかどうかを分析し、高ければピオトープ等の自然体験施設を他の学校にも普及させる等です。	第3章 取組の方向① 確かな学力の向上	教育指導課	2	区立小・中学校では、児童・生徒一人ひとりの学力の定着・向上を目指し、平成19年度以降、小学校第2学年から中学校第3学年までの児童・生徒を対象に、目黒区学力調査を実施しています。 教育委員会では、調査結果の経年比較及び分析を行っており、本プランの「推進施策①-5 理科教育の充実」のように、教育施策にも生かしています。 また、各学校では、自校の調査の成果と課題を踏まえ、児童・生徒の学力の定着・向上を図るための指導法の改善やカリキュラムの改善・充実を図っています。 今後も、学力調査等を活用しながら、児童・生徒一人ひとりの「確かな学力」を育成していきます。
5	議会	メール	国の少人数学級の実施を待つことなく、独自に教員を増やし少人数学級を押し進めていくこと。国に対して教員の増員を強く働きかけること。	第3章 取組の方向① 確かな学力の向上	教育指導課	4	区として独自に少人数学級を実施するためには区固有の教員を採用する必要がありますが、その実現には財政的な負担のほか、様々な人事管理上の課題があるものと考えます。教育委員会では、これまでも東京都や国に対し、段階的に35人学級とすることを要望しており、引き続き動向を注視していきます。なお、本区では学力向上の取組として、小学校では算数科、中学校では数学科及び英語科において、加配教員による習熟度別授業(少人数指導)を全校で実施しています。

整理番号	提出者	種別	意見内容	項目	所管	対応区分	検討結果(対応策)
6	個人	メール	不登校児が多く、他人事ではありません。小学校ではzoom配信がありますが、中学校ではありません。学校ごと、クラスごとの配信だと担任の先生の負担が大きいので、区内全校、同じ教科書を使用し(すでに同じかもしれませんが)、業者等に頼んで、zoomで全課程を学べるような仕組みを作っては？学校に行かずとも学べたり、わからない箇所だけ繰り返し確認できると便利です。ニュースで見ましたが幼い頃学べず、夜間中学で学ぶ人もいると言うので区外でも受講を認めても良いのでは。	第3章 取組の方向① 確かな学力の向上	学校ICT課 教育指導課	2	不登校や感染・感染予防等でやむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対しては、児童・生徒及び保護者の要望に応じて、学習用情報端末を活用したオンライン授業の実施、放課後のオンライン個別面談や個別学習指導、クラスルームを活用した課題のオンライン配信等を実施しています。なお、個人情報保護の観点から、オンライン授業の配信については、他の児童・生徒の保護者の理解が必要であると認識しています。 教育委員会としては、今後も、不登校や、感染や感染予防等でやむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対し、学習用情報端末を活用した学習保障を進めていきます。
7	議会	書面	5)情報活用能力の育成 Society5.0社会に向けてこれからの子ども達に対し、新しいテクノロジーがもたらす機会を考慮し、情報に基づいた選択ができるようになることを目的とした、デジタル・シティズンシップ教育についても施策として取り入れるべきである。	第3章 取組の方向① 確かな学力の向上	教育指導課	2	「デジタル・シティズンシップ」は、デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力のことであり、児童・生徒に対し、義務教育9年間に渡って系統的な教育が必要であると認識しています。 学習指導要領においては、情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」の一つとして位置付けられています。情報活用能力とは、情報や情報手段を主体的に選択し活用する、情報技術の基本的な操作、プログラミング的思考や情報モラル等を含む資質・能力のことです。 これらの資質・能力を育成するために、本区では学習用情報端末活用スキルの向上のため、「目黒区 学習用情報端末活用スキル ステップアップシート」に基づく系統的な指導を行い、児童・生徒が「いつでも」「どこでも」「だれとでも」自分に合った方法で学習用情報端末を活用した学習を進められるようにしています。また、発達段階に応じたプログラミング的思考の育成を図るため、今後新たに「プログラミング教育モデルカリキュラム」を策定する予定です。さらに、情報を正しく安全に利用できるよう、「情報モラル教育モデルカリキュラム」を改訂し、本カリキュラムに沿って、ICT支援員と連携しながら情報モラル教育を実施します。 今後も、児童・生徒の発達段階に応じた情報活用能力の向上やプログラミング教育、情報モラル教育等の充実を目指し、各学校を支援していきます。
8	議会	メール	大鳥中学校で実施しているイングリッシュ・キャンプを全中学校の希望者へ拡充する事や、日帰り体験型英語学習授業が盛り込まれました。参加出来る子、英語が好きな子どもにとっては大変喜ばれる取組みですが、その反対に参加出来ない子、英語が苦手な子どもにとってさらに英語を敬遠する事態にもなりかねません。参加出来ない子ども達への対応を検討すること。	第3章 取組の方向① 確かな学力の向上	教育指導課	4	大鳥中学校のイングリッシュ・キャンプ、中学校日帰り体験型英語学習については、希望者が参加しています。小学校第6学年児童対象の日帰り体験型英語学習では、全ての児童が参加しています。イングリッシュ・キャンプ事業の拡充に当たり、参加できない生徒への対応については、中学校の校長・副校長・教員で構成される令和4年度中学校外国語教育推進委員会にて、大鳥中学校におけるイングリッシュ・キャンプ事業の実績を踏まえ、検討していきます。
9	議会	メール	今日的課題に対応した教育について 子ども達に直接関わる「子ども条例」について、条例の内容と子どもの生活にかかわる校則や学校の統廃合など具体的な事柄と結びつけ学習する場を設けていくこと。	第3章 取組の方向① 確かな学力の向上	学校統合推進課 教育指導課	3	「目黒区子ども条例」については、毎年、年度初めに3種類のパンフレット(小学校1・2・3年生向き、小学校4・5・6年生向き、中学生以上大人向き)を作成し、小学校入学時、小学校4年生進級時、中学校入学時の3回に分けて学校で配付されています。なお、校則の見直しについては、各小・中学校長に通知しており、校則の見直しとその方法について「児童会や生徒会、学級会などの話し合いの場を通じて、児童・生徒に主体的に考えさせる機会を設ける。」などとしています。見直しに当たっては、子ども条例を踏まえるとともに、通知を参考に、各学校では、各学級での話し合いなど、児童・生徒が主体的に考え、取り組んでいます。 「子ども条例」については、今後の3年生社会科副読本の改訂にあわせて掲載することで、学習の場を設ける予定です。 今後の統合の取組における、新たな学校づくりに当たっては、子どもたちの意見を聞き、参加する機会を適切に設けていきます。

整理番号	提出者	種別	意見内容	項目	所管	対応区分	検討結果(対応策)
10	個人	書面	性犯罪の被害者にも、加害者にもならないように、小中学校において、性教育をお願いします。	第3章 取組の方向② 豊かな心の育成	教育指導課	2	各学校・園では、文部科学省が作成した教材を活用し、発達段階に応じて、幼児・児童・生徒を性犯罪の被害者にも、加害者にも、傍観者にもしないための「生命(いのち)の安全教育」の取組を進めているところです。今後は、区独自の手引を作成するなど、一層の充実に努めていきます。
11	議会	メール	性的指向及び性自認に基づく困難などの解消に向けた対応の充実について新たにこの項目を設けたことは評価できます。これに基づいて学校対応マニュアルを作成しましたが、マニュアルを活用し各学校で積極的に推し進めていくこと。また教員には、性の多様性についての学習の場を保障すること。	第3章 取組の方向② 豊かな心の育成	教育指導課	2	本区では、『性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針』に基づく目黒区立学校・園における対応マニュアル」を策定し、服装(標準服)、髪型、トイレ・更衣室、授業場面、名簿(目黒区は男女混合)、呼名(～さんづけに統一)等について学校のきまりを見直したり、性の多様性を人権として尊重し、配慮した上で児童等への指導を行ったりすることを区立学校・園に対し周知しています。また、「人権教育推進委員会だより」や人権教育研修等において教員に対し、発達段階に応じた性の多様性を尊重する人権教育について実践例を示し、学習の場を設けるよう取り組んでいます。
12	議会	メール	生命の安全教育の実施について ユネスコは、包括的な性教育を推進するためのガイダンスで「性交、避妊に科学的情報など重要な話題を無視し省略することは、偏見や無知を引き起こし、助けを求める障壁をつくりだす」と指摘しています。日本は、公教育で、性や生殖についての科学的知識や、性に関わる人権意識を形成する機会のないままにインターネットなどで氾濫する暴力的でゆがんだ性の情報に触れているのが、今の若者の現状です。「生命の安全教育」は、ユネスコの包括的な性教育とは異なるものです。性暴力や予期せぬ妊娠を防ぐ上でも公教育で、包括的な性教育に取り組むこと。	第3章 取組の方向② 豊かな心の育成	教育指導課	4	ユネスコの包括的な性教育を推進するためのガイダンスに示されている内容については、現在、各学校で行っている各教科等の指導と関連した内容もありますが、学習指導要領に示されていない内容については、保護者の理解と了解を得る必要があります。各学校・園の教育課程に新たに組み込むことについては、今後の研究課題の一つであると認識しています。教育委員会としては、まずは、学習指導要領等を踏まえた系統的・計画的な性教育を、着実に実施していくことが重要であると捉えており、各学校・園が、東京都教育委員会の「性教育の手引き」や教育委員会が作成した「教科等横断的な教育推進資料」などを活用しながら、自分の命を守ることや他者を尊重することの大切さに気付く、幼児期からの「性教育」の充実に向けた取組を支援していきます。さらに、幼児・児童・生徒を性犯罪の被害者にも、加害者にも、傍観者にもしないための「生命(いのち)の安全教育」について、発達段階に応じた計画的な指導ができるよう、人権教育推進委員会において、手引きの作成の取組を進めています。
13	個人	メール	性と生殖に関して(女性のリプロダクティブ・ヘルスライツを含め)、第二性徴を迎える前の時点で正確な詳しい情報を児童に与えて欲しい(男女同席で)。ネットで性に関する誤った、偏った情報に触れ、その後の人生を左右されてしまうことが無いよう、切に願う。	第3章 取組の方向② 豊かな心の育成	教育指導課	3	学習指導要領に基づき、小学校では、男女共に体育科の保健領域で、思春期にあらわれる体の変化について、体は年齢に伴い変化することや、発育・発達には個人差や性差があることなどを理解する学習を行っています。中学校の保健体育科では、生殖に関わる機能の成熟や、男女共にエイズや近年増加している低年齢層への性感染症拡大の現状、感染のリスクを軽減する効果的な予防方法を身に付ける必要性などについて指導し、性に関する正確な知識を児童・生徒に身に付けさせています。
14	個人	メール	性の多様性に対して一定の配慮や対処をしていることはプランから覗いたが、もう一歩踏み込んで、保健の授業などで正式に長期間かけて教育の時間を与えて欲しい。児童は3才くらいの時点で、すでに世の中にはびこる「異性愛主義」「ジェンダー不平等」の価値観の影響を受けている、とも学術的に明らかになっている。教室には数人の「当事者(性的少数者)」が必ず存在する、との正しい認識のもと、性的少数者がからかいの対象になったり、本人が自分の性のあり方に不当に悩む事が無いような時代になって欲しい、この点も切望する。	第3章 取組の方向② 豊かな心の育成	教育指導課	4	小学校の体育科や中学校の保健体育科学習指導要領には、性の多様性にふれる内容は示されていません。そこで、本区では、『性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針』に基づく目黒区立学校・園における対応マニュアル」を策定し、服装(標準服)、髪型、トイレ・更衣室、授業場面、名簿(目黒区は男女混合)、呼名(～さんづけに統一)等について学校のきまりを見直したり、性の多様性を人権として尊重し、配慮した上で児童等への指導を行ったりすることを区立学校・園に対し周知しています。また、人権教育推進委員会だよりや人権教育研修等において教員に対し、発達段階に応じた性の多様性を尊重する人権教育について実践例を示しています。

整理番号	提出者	種別	意見内容	項目	所管	対応区分	検討結果(対応策)
15	議会	メール	ユネスコ「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づいた包括的性教育を先駆的に進めるよう検討せよ。	第3章 取組の方向② 豊かな心の育成	教育指導課	3	ユネスコ「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づいた包括的性教育については、現在、各学校で行っている各教科等の指導と関連した内容もありますが、学習指導要領に示されていない内容については、保護者の理解と理解を得る必要があります。各学校・園の教育課程に新たに組み込むことについては、今後の研究課題の一つであると認識しています。教育委員会としては、まずは、学習指導要領等を踏まえた系統的・計画的な性教育を、着実に実施していくことが重要であると捉えており、各学校・園が、東京都教育委員会の「性教育の手引き」や教育委員会が作成した「教科等横断的な教育推進資料」などを活用しながら、自分の命を守ることや他者を尊重することの大切さに気付く、幼児期からの「性教育」の充実に向けた取組を支援していきます。
16	個人	メール	発達障害等、障害のある児童・生徒または大人への理解を深める為、また障害のあるかたが社会の周辺に取り残された「見えにくい」存在にならないよう、「障害者」に関する教育(障害のあるかたが、どのような特性を持ち、どのようなことで日常困っているかなど、)を早い時点で行い、障害者を身近に感じて児童・生徒が育つような教育をお願いしたい。また、障害の有無に関わらず、児童・生徒ができる限り同じ空間で学生生活を共にする環境にしていきたい。	第3章 取組の方向② 豊かな心の育成	教育支援課	3	本区においては、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方として、「心のバリアフリー」を目指して取組を推進しています。本区における通常の学級と特別支援学級における交流及び共同学習については、小学校ではオンラインを活用して1年生との交流会を実施したり、中学校では生徒会の選挙にオンラインを活用して参加したりするなど、各学級が交流方法を工夫しながら実施しているところです。副籍交流については、児童・生徒が在籍する特別支援学校と、交流先である目黒区の地域指定校とが連携し、活動内容を検討しています。今年度も、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、直接交流の中止を決定している特別支援学校もありますが、そのような中であっても、お便りやビデオメッセージの交換等の間接交流を可能な限り進めるよう、小・中学校全校に指導しています。また、オンラインを活用した交流も模索していただいているところです。今後も交流及び共同学習・副籍交流を実施、地域とのつながりや心のバリアフリーに向けて取組を進め、共に学ぶ環境整備に努めていきます。
17	団体	メール	12)教職員の人権意識の啓発 28)人権教育研修の実施 教職員の人権教育の推進し、発達障害のある児童・生徒が安心して学校で過ごせるように、適切な対応をお願いいたします。 (事例) 担任の先生が発達障害児に対して理解がなく、席を後ろに追いやる、激しく叱る、廊下に出す、等の子どもの人権を軽視するようなひどい対応をされた結果、子どもが大変傷つき、教室に居なくてもよい、外に出れば勉強しなくてもよい、と学習してしまい、嫌な事は、すべてやらないという最悪の事態になってしまいました。昨年度は、担任の先生が発達障害への理解により問題なく授業を受けることができましたが、今年度は、教室にほとんどいられないため、授業を受けることができません。せっかく、目黒区で手厚い療育を積み重ねて良い方向に導いていたところ、このような学校の対応により、親が望んでいない方向に進んでいます。担任の先生が発達障害児への偏見や、理解の無さにより起きた事です。このような事が起きないように教職員への人権教育を推進していただき、発達障害児への対応を徹底していただきたいです。	第3章 取組の方向② 豊かな心の育成	教育指導課	2	通常の学級を担当する全教員を対象とした特別支援教育に関する研修は、eラーニング研修を含み、年間4講座実施している他、2年目・3年目の教員を対象とした「教育相談初級研修」を年間7講座実施し、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒への指導・支援に関する理解啓発や、具体的な手だてを学ぶ機会としています。また、目黒区特別支援教育推進計画(第四次)に基づく推進事業として、全ての学校・園で年1回以上、学識経験者等を招き、特別支援教育に関する校・園内研修を行うこととしています。教育委員会としては、様々な機会を通じて、教職員に対し、特別支援教育に関する理解啓発を進めるとともに、教職員の人権感覚、実践力向上に努めていきたいと考えています。
18	議会	メール	国際交流事業の充実とあるが、かつての「モレノバレー」のように中学生が英語圏で夏季留学をできる都市を検討せよ。	第3章 取組の方向② 豊かな心の育成	教育指導課	3	本区では現在、英語圏の夏季留学できる都市との交流はありませんが、一部中学校において、林間学園施設を利用し、活動中は全て英語を使用するイングリッシュ・キャンプ事業や、全区立小・中学校を対象とした日帰り体験型英語学習において、多様なスタッフとの交流を行うなど、身に付けた英語力を活用し、国際的な視野を広め、共に生きていくための態度を養う機会を設定しています。

整理番号	提出者	種別	意見内容	項目	所管	対応区分	検討結果(対応策)
19	個人	メール	体験学習がコロナの影響で4年と5年が宿泊に行けなかったので来年度は行けたらいいと思います。	第3章 取組の方向② 豊かな心の育成	学校運営課	2	自然宿泊体験教室事業の対象である小学校第4学年から中学校第1学年まで、全学年が安全に実施できるよう準備するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染状況や社会情勢等も踏まえながら、実施の判断を行っていきます。
20	団体	メール	43 職場体験の実施(20ページ) 特別支援学級の生徒にも職場体験を実施してください。	第3章 取組の方向② 豊かな心の育成	教育指導課	3	中学校では、キャリア教育の一環として、職業調べ、職場体験学習などを行っています。特別支援学級の生徒も、職業調べなどを行うとともに、職場体験学習では生徒の実態に応じて、福祉作業所の見学や体験を行っています。今後も進路指導を含め、より一層のキャリア教育の充実に努めていきます。
21	議会	メール	児童生徒が芸術文化に触れる機会を一層増やし、豊かな心と生きる力を育む施策を展開せよ。	第3章 取組の方向② 豊かな心の育成	教育指導課	3	区立学校・園では、各学校・園の実態に即し、合唱や合奏等の音楽発表会や学芸会、学校独自の音楽鑑賞教室や特設クラブによる演奏活動、部活動の文化部等の発表により、児童・生徒が芸術文化に触れる機会を設定し、取組を進めています。
22	団体	メール	24)食育の取組の充実 食育の取り組みの充実に関連して、区立幼稚園でも給食の提供をお願いいたします。給食の方が、いろいろなメニューを食べることができる機会になり、苦手なものも、みんなで一緒に食べるきっかけになります。小学校就学に向けての準備にもなります。共働き家庭も増えているので、週に何回かでも給食があると非常に助かります。さらに、給食の提供があることで、入園したいと思う保護者が増えることが予想されます。	第3章 取組の方向③ 健やかな体の育成	学校運営課	4	給食を実施するには、教職員体制や施設の整備等が必要となるため、東山地区センターの更新に併せた、ひがしやま幼稚園の認定こども園への移行を検討する中での課題とします。
23	個人	メール	給食時 子どもが通う小学校ではランチョンマットを使用しています トレーがありますので、ランチョンマットを敷く意義がよくわかりません 毎日洗濯アイロン済みのものを持参します なくてもよいのではと考えます	第3章 取組の方向③ 健やかな体の育成	学校運営課	5	学習と給食は、同じ机を使用している現状があり、小学校では、給食時に食環境を整えるという教育的な視点からランチョンマットを敷いています。
24	個人	メール	いじめについては近隣の話だけでも『いやがらせ』の数が多すぎて私立受験を考える親が多いです。まだ一年生ですが、我が家も嫌がらせを受けてます。知り合いは転校も考えてますが、その嫌がらせをした子を転校させられないのでしょうか？なぜやられた方が転校なのでしょう。	第3章 取組の方向④ 新しい時代の学校教育を支える環境整備	教育指導課	2	いじめは、子どもの尊厳及び基本的人権を侵害する絶対に許されない行為です。各学校では、いじめはどの児童・生徒にも、どの学校においても起こり得るものとの認識に立ち、日頃から教職員が児童・生徒理解を深め、いじめの未然防止、早期発見に取り組んでいます。 また、いじめを認知した際は、児童等が、被害児童等と加害児童等をはじめとする他の児童等との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう、早期対応を図っています。 いじめが起こっていると認められた場合は、まず学校にご相談ください。その中で、学校の対応が不十分であり、転校を考えざるを得ないなどの状況がありましたら、教育委員会にご相談ください。教育委員会では、教育指導課やめぐろ学校サポートセンターにおいて、教育相談の対応を行うことができますので、保護者等との連携を図りながら、いじめの対応を考えていきたいと思ひます。

整理番号	提出者	種別	意見内容	項目	所管	対応区分	検討結果(対応策)
25	議会	メール	いじめ防止などの対応の充実について 教員の多忙な業務をへらし、子どもと対面する時間を増やせるようにすること。さらに教員集団で、クラス運営の悩みや子ども達についての相談や話し合いが出来る場を設け、情報を共有すること。	第3章 取組の方向④ 新しい時代の学校教育を支える環境整備	教育指導課	2	本区では、学校の働き方改革を喫緊の課題と捉え、幼稚園・こども園から中学校までの子どもたちと教職員の生き生きとした学校生活や教育活動につながるよう、平成31年3月に「目黒区立学校(園)における働き方改革実行プログラム」を策定しています。 各学校・園では、教員業務の見直しと業務改善等、働き方改革に取り組むことで、教職員が児童・生徒と向き合う時間を創出しています。また、児童・生徒の学校生活の様子等について、教職員間で、情報共有を図る時間を定期的に設定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図っています。 今後も、いじめはどの児童・生徒にも、どの学校にも起こり得るという認識の下、日頃から各教職員が児童・生徒理解を深め、児童・生徒がいつでも安心して悩みや不安を相談できる体制を築いていきます。
26	個人	メール	いじめをされた側に寄り添う施策 いじめが起こると、いじめをされた側が不登校を余儀なくされ、いじめをした側への懲罰はありません。いじめをされた側が希望すれば、他の区立学校への転校が保証されるようになると良いと思います。また、法令上のいじめをした側が悪質な場合は、被害者を守るため、登校を禁止し、オンライン授業の受講を義務付ける等の措置を講じられるような仕組みを検討して欲しいです。いじめはゼロ・トレランスを希望します。	第3章 取組の方向④ 新しい時代の学校教育を支える環境整備	教育指導課	2	いじめは、子どもの尊厳及び基本的人権を侵害する絶対に許されない行為です。各学校では、いじめはどの児童・生徒にも、どの学校においても起こり得るものとの認識に立ち、日頃から教職員が児童・生徒理解を深め、いじめの未然防止、早期発見に取り組んでいます。 いじめを認知した際は、被害児童等への心のケアや安心して登校できる環境を整えるなどの対応を行うとともに、児童等が、被害児童等と加害児童等をはじめめとする他の児童等との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう、指導しています。 いじめにつながる言動が認められた場合は、まず学校にご相談ください。その中で、学校の対応が不十分であり、転校を考えざるを得ないなどの状況がありましたら、教育委員会にご相談ください。教育委員会では、教育指導課やめぐろ学校サポートセンターにおいて、教育相談の対応を行うことができますので、保護者等との連携を図りながら、いじめの対応を考えていきたいと思ひます。
27	個人	メール	ぜひとも、鎌倉市で実施が始まっているウルTRASクールのような事業を入れてほしい。何かしらの事情で学校での学びが難しい子向けに取り組んでいるものだが、学校に通える子にとっても面白い学びとなると思う。	第3章 取組の方向④ 新しい時代の学校教育を支える環境整備	教育支援課	5	鎌倉市教育委員会では、学校に通うのがつらいと感じている子どもを対象に「かまくらウルトラプログラム」として、森、寺、海など地域特性を生かしたプログラムを通じ、参加者が自分の個性・特性に気づき、自信と意欲を持って学んでいく力をはぐくめるよう取り組んでいるとのこと。 本区における不登校児童・生徒への支援については、めぐろ学校サポートセンターに設置している学習支援教室「めぐろエミール」が担っています。めぐろエミールでは、学業の不振を要因とする不登校児童・生徒の学習支援を行うため、一人ひとりの学習上の困難さに応じた学習の個別指導・支援を行っています。また、卓球、ソフトバレーボール等のレクリエーションを行ったり、校外学習や調理学習、指導員との英会話等にも取り組んだりする等、個々のニーズに応じた不登校児童・生徒の居場所としての機能も拡充しています。 他自治体等の取組も参考にしながら、引き続き、子どもたち一人ひとりに適切な支援を実施できるよう取組を進めていきます。
28	団体	メール	27) 不登校児童・生徒等の学習支援の充実 発達障害児にも様々な要因で学校へ通えなくなる児童・生徒がいます。一人ひとりの学習上の困難に応じた支援、安心して学べる環境整備をお願いいたします。	第3章 取組の方向④ 新しい時代の学校教育を支える環境整備	教育支援課	2	本区における不登校児童・生徒への支援については、障害の有無に関わらず、めぐろ学校サポートセンターに設置している学習支援教室「めぐろエミール」が担っています。めぐろエミールでは、学業の不振を要因とする不登校児童・生徒の学習支援を行うため、一人ひとりの学習上の困難さに応じた学習の個別指導・支援を行っています。また、卓球、ソフトバレーボール等のレクリエーションを行ったり、校外学習や調理学習、指導員との英会話等にも取り組んだりする等、個々のニーズに応じた不登校児童・生徒の居場所としての機能も拡充しています。

整理番号	提出者	種別	意見内容	項目	所管	対応区分	検討結果(対応策)																
29	個人	メール	中学における不登校生徒への支援強化 小学校での不登校人数と比較すると中学の不登校人数は受け入れ難い程多いと思います。この要因の一つとして、小学校では保健室登校が認められていて、比較的短時間で教室に戻れるシステムが確立されていますが、中学校では保健室登校が認められず自宅か教室の二択になり、不登校から抜け出すことが難しくなっています。保健室登校、もしくはそれに準ずるスペースを校内に設置し、オンライン授業等の学習面の支援の実施をするとともに、不登校の児童がゆるやかに段階を踏みながら自分の居場所を確立し、教室に普通に登校できるよう支援するシステムの導入を望みます。	第3章 取組の方向④ 新しい時代の学校教育を支える環境整備	教育支援課	2	各小・中学校における別室登校等の不登校対応については、学校や児童・生徒の実態に応じて柔軟に対応をしています。 本区においては、不登校児童・生徒への対応として学業の不振を要因とする不登校児童・生徒の学習支援を行うため、学習支援教室「めぐろエミール」では、一人ひとりの学習上の困難さに応じた学習の個別指導・支援を行っています。その中で、平成24年度に開始したeラーニングシステムを活用した学習支援については、令和2年度中に区立の全小・中学校に導入し、さらに全児童・生徒に1人1台の学習用情報端末を配付したことにより、自宅での学習も含め、各自の課題に応じた学びを実現できるようになり、不登校の未然防止の一助となるものと考えています。また、近年では学校との連携を強化し、個々のニーズに応じた不登校児童・生徒の居場所としての機能を拡充しています。教育委員会としては、「不登校は誰にでも起こりうる」という認識の下、引き続き、学校、関係機関、保護者と連携して、不登校児童・生徒への取組をより一層充実していきたいと考えています。																
30	議会	メール	27)不登校児童・生徒等の学習支援の充実で、生徒である期間中は、「めぐろエミール」等の対応である事は理解しているが、卒業年次を超えて、基礎教育を十分に受けないで来てしまった方に対して、学び直しに関して、本改定素案には、それに該当した記載はされていない。SDGsの「誰一人取り残さない」との理念の下では、目黒区教育委員会で取り扱う必要があると考えるので、再考願いたい。	第3章 取組の方向④ 新しい時代の学校教育を支える環境整備	教育支援課 生涯学習課	4	生涯学習の一環である学校教育については「めぐろ学校教育プラン」に基づき、また、不登校児童・生徒等の学習支援については、「目黒区特別支援教育推進計画」に基づき、それぞれ施策を進めています。 めぐろ学校サポートセンターでは、4歳から18歳までの子どもに対して教育相談を実施しています。 また、学習支援教室「めぐろエミール」では、区立小・中学校に在籍している子どもに対して、学習支援や居場所機能の充実を図っています。 現状では、高校生相当の生徒が使用する学習室や指導者の確保が困難なため、対応が難しいと考えています。 青少年を対象した社会教育講座は、どなたでもご参加いただける講座として実施しています。不登校のまま卒業年次を終えた方を含め、様々な方にご参加いただけるよう、学習内容を工夫していきます。																
31	議会	メール	不登校等への対応の充実について スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員を行うこと。	第3章 取組の方向④ 新しい時代の学校教育を支える環境整備	教育支援課	4	令和3年度の小・中学校のスクールカウンセラー勤務日数については、小学校は週2～4日、中学校は週3日となっています。 勤務日数の推移については、以下のとおりであり、勤務日数を増やし、児童・生徒や保護者、教職員等への支援体制を強化しています。 今後も小・中学校の状況を踏まえて検討していきます。 <小・中学校のスクールカウンセラー勤務日数(週当たり)> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校(22校)</td> <td>50</td> <td>51</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>中学校(9校)</td> <td>25</td> <td>27</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>75</td> <td>78</td> <td>82</td> </tr> </tbody> </table> スクールソーシャルワーカーは、平成22年度に1人配置した後、平成29年度からは2人、令和元年度からは3人、令和2年度からは4人と体制を強化してきました。 今後のスクールソーシャルワーカーの増員については、活動実績を踏まえて検討していきます。	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	小学校(22校)	50	51	55	中学校(9校)	25	27	27	計	75	78	82
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																				
小学校(22校)	50	51	55																				
中学校(9校)	25	27	27																				
計	75	78	82																				
32	議会	書面	66 特別支援教育支援員の適切な配置 ⇒目黒区の場合、他区と違い、特別支援教育支援員は特に資格を有さなくてもよいが、そのニーズが急増している現状を踏まえれば一定資格にこだわらず配置していくことはやむをえないと考える。しかし、特別な支援を要する児童に対するサポートは、個別に違うこと、専門的な知識も必要とされることから、特別支援教育支援員の適切な配置だけではなく、さらなる、研修体制の確立、個別の対応に対する相談窓口の設置を明記すべきである。	第3章 取組の方向④ 新しい時代の学校教育を支える環境整備	教育支援課	3	特別支援教育支援員は、様々な特性、状態にある児童・生徒の支援を行っており、対象となる児童・生徒の行動観察や、学級運営状況等を調査するなど、専門的観点から適正な配置を行っています。 個別の対応に関する相談は、第一に学級担任、学級担任が難しい場合は、副校長または校長となっています。 また、特別支援教育支援員の研修については、基礎的な知識付与のほか、専門機関と連携した効果的な研修内容となるよう工夫していきます。																

整理番号	提出者	種別	意見内容	項目	所管	対応区分	検討結果(対応策)
33	団体	メール	67 通常の学級と特別支援学級、通常の学級と特別支援学校の交流等の充実(28ページ) ○区立学校の児童・生徒へ配布される地域の情報(芸術やスポーツイベント、お祭りの案内等)は、特別支援学校在籍者の家庭には同じ目黒区民であるにも関わらず配布される仕組みがありません。間接交流を利用するなどして、支援学校在籍者の家庭にも地域情報が届くようにしていただけないでしょうか。 ○障害等に関する理解啓発のための中学校用副読本「Be together」には、区内の生徒が通う都立特別支援学校が紹介されていますが、当該生徒にこの副読本の配布はされていません。「Betgether」に紹介されている区立学校の特別支援学級の生徒同様、特別支援学校に在籍する生徒にも配布してください。	第3章 取組の方向④ 新しい時代の学校教育を支える環境整備	教育支援課	5	東京都教育委員会が実施する「地域交流(副籍)制度」の情報において、各特別支援学校に就学・在籍する児童・生徒を把握することができますが、目黒区教育委員会並びに地域指定校は、当初の目的以外に利用することがないよう定めているため、ご要望にお応えすることはできません。
34	団体	メール	30)発達障害等の児童・生徒に対する支援体制の整備 65)特別支援教室事業の適切な運営 66)特別支援教育支援員の適切な配置 発達障害のある児童・生徒が、通常の学級で安心してともに学べるよう、適切な支援をお願いいたします。	第3章 取組の方向④ 新しい時代の学校教育を支える環境整備	教育支援課	2	通常の学級を担当する全教員を対象とした特別支援教育に関する研修は、eラーニング研修を含み、年間4講座実施している他、2年目・3年目の教員を対象とした「教育相談初級研修」を年間7講座実施し、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒への指導・支援に関する理解啓発や、具体的な手だてや支援方法を学ぶ機会としています。 特別支援教室については、東京都教育委員会が定めた「特別支援教室運営ガイドライン」に基づき、令和4年度から運営するように求められています。いただいたご意見を踏まえ、特別支援教室運営の適正化に努めていきます。 また、特別支援教育支援員を各校から派遣要請を受けて、特別支援教育主任専門員及び教育相談員が学校を訪問し、児童・生徒の行動観察を行うとともに、学校長等から学級運営の状況等を聴取し、専門的な観点から配置の必要性を判断し、配置し、適切な支援が行われるよう支援体制を整備しています。 今後も児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援が行えるよう環境整備に努めていきます。
35	個人	メール	インクルーシブ教育の推進 目黒区は充実した特別支援学級・学校制度を有していますが、今後は、できるだけ通常学級で共に学べるインクルーシブ教育の充実と拡充の推進を求めます。	第3章 取組の方向④ 新しい時代の学校教育を支える環境整備	教育支援課	4	本区においては、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方として、「心のバリアフリー」を目指して取組を進めています。その一つとして、交流及び共同学習を推進しています。幼稚園、こども園、小学校、中学校、及び特別支援学校が行う、障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性をはぐくむとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるほど、大きな意義を有するものと認識しています。 本区における通常の学級と特別支援学級における交流及び共同学習については、小学校ではオンラインを活用して1年生との交流会を実施したり、中学校では生徒会の選挙にオンラインを活用して参加したりするなど、各学級が交流方法を工夫しながら実施しているところです。 副籍交流については、児童・生徒が在籍する特別支援学校と、交流先である目黒区の地域指定校とが連携し、活動内容を検討しています。今年度も、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、直接交流の中止を決定している特別支援学校もありますが、そのような中であっても、お便りやビデオメッセージの交換等の間接交流を可能な限り進めるよう、小・中学校全校に指導しています。また、オンラインを活用した交流も模索していただいているところです。 今後も交流及び共同学習・副籍交流を実施・充実させるとともに、地域とのつながりや心のバリアフリーに向けて取組を支援していきます。

整理番号	提出者	種別	意見内容	項目	所管	対応区分	検討結果(対応策)
36	議会	メール	69「教育支援推進委員会・就学支援委員会等の実施」で、区立小中学校の通常の学級に在籍する児童・生徒や保護者が、特別支援教室を利用したいと希望した場合、速やかに利用の可否を判断ができるよう支援委員会開催の回数を拡充するなど、単なる継続ではなく、児童・生徒や保護者に寄り添った実施策となるよう、再考願いたい。	第3章 取組の方向④ 新しい時代の学校教育を支える環境整備	教育支援課	3	特別支援教室については、東京都教育委員会が定めた「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づき、令和4年度から運営するように求められています。いただいたご意見を踏まえ、回数の拡充等運営の適正化に努めていきます。
37	議会	メール	インクルーシブ教育の推進に当たり、通常の学級に在籍する子どもたちへの配慮や支援も併せて進めよ。教育相談において、特別支援学級と通常の学級の長所や短所を説明し、選択肢をしっかりと示されたい。	第3章 取組の方向④ 新しい時代の学校教育を支える環境整備	教育支援課	3	通常の学級に在籍している特別な支援が必要な児童・生徒について、特別支援教育支援員を適切に配置するなどして支援を行っています。また、特別支援教室での学びを在籍学級において生かすことができるよう、連携を強化していきます。就学相談や小学校就学前ガイダンスの事業を実施する際は、分かりやすい説明により、児童・生徒や保護者が今後を見通せる相談に努めていきます。
38	議会	メール	各学校に、専門の学校司書を配置すること。	第3章 取組の方向④ 新しい時代の学校教育を支える環境整備	教育指導課	4	教育委員会では、区立学校における読書活動の推進及び学校図書館の機能を高める支援を行うため、平成19年度から各小・中学校に学校司書の役割の一部を担う学校図書館支援員を有償ボランティアとして派遣してきました。児童・生徒の学校図書館利用をより充実させるため、引き続き、学校図書館支援員を配置し、各学校の保護者ボランティアへの支援と学校図書館の整備を推進していきます。学校司書の配置については、人材の確保やそれに伴う予算の措置等、様々な課題がありますので、今後検討していきます。
39	団体	メール	38) 幼稚園、こども園等と小学校との円滑な接続 79児童と幼児との交流活動の充実 区立小学校との連携や交流が図れる環境にあることは、区立幼稚園だからこその特長だと感じていて、非常にありがたいことです。残念ながら、コロナ禍により、小学校との交流の機会がほとんどなくなっていますが、就学をひかえている年長児にとっては、入学に向けての期待が膨らんで、前向きな園・家庭生活にもつながり、新生活への自信を持てたり、見通しをもつようになるなど、とても大事な機会だと感じます。可能な限り交流の機会を持てるように、工夫していただきたいです。	第3章 取組の方向④ 新しい時代の学校教育を支える環境整備	教育指導課	2	区立幼稚園、こども園では、隣接する小学校と協力し、幼児と児童とが一緒に遊んだり、給食を食べたり、遠足に出かけたり、行事に参加したりと交流を行っています。新型コロナウイルス感染症への対応のため、一部の交流が中止や延期となっています。今後は、感染状況を踏まえながら交流を行うとともに、各小学校・園に貸与している情報端末を活用して、オンラインによる交流活動も組み合わせるなど、工夫して取組を進めていきます。
40	個人	メール	保育時間の柔軟化や、保育中の教育(音楽教師や、学習、外国教師、体育教師を依頼)の充実は、この年齢において一番習得できる時期であり、小学校に入学後の、学習困難や不登校の予防にもつながるのではないのでしょうか。	第3章 取組の方向④ 新しい時代の学校教育を支える環境整備	教育指導課	4	区立幼稚園・こども園においては、「目黒区指導改善の手引 アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム編」に基づいて、小学校への円滑な接続ができるよう教育活動を展開しています。教育課程に係る1日の教育時間は、幼稚園教育要領に基づき、4時間を標準として設定しています。豊かな感性と表現、思考力の芽生え、言葉による伝え合い、健康な心と体など幼児期の終わりに育ってほしい幼児の具体的な10の姿がより一層はぐくまれるよう、今後は、国の最新の知見を参考にして、アプローチカリキュラムを改訂していきます。

整理番号	提出者	種別	意見内容	項目	所管	対応区分	検討結果(対応策)
41	個人	メール	小2の母です。iPadを支給されていますが、検索機能を使ってしまいネットサーフィンをしてしまった閲覧履歴が残っていて大変困惑しています。最初はおもちゃなどのサイトを閲覧していたようですが、どこかからリンクに飛んでしまい大人向けの画像をみていました。いろいろなことに興味を持つ時期であり、性については特に慎重に伝えたいです。変な先入観などを持ってほしくなかったので、自宅ではスマートフォンを含めパソコン等は自由にみられないように徹底していたので正直怒り心頭です。先生には以前面談の際にそういう心配はないのか？と念押しで聞いていて、先生からは心配ないと聞いていました。指先ひとつでなんでも検索できて、考えるということを奪うような便利なものをもたせることにそもそも反対だったので、本当にもっとよくメリットデメリットを考えて導入してほしいです。今からでも遅くないので検索機能は使えないようにするなど、勉強にのみつかえる端末にしてください。	第3章 取組の方向④ 新しい時代の学校教育を支える環境整備	学校ICT課 教育指導課	3	文部科学省は、Society5.0時代を生きる子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人ひとりに公正に個別最適化された学びを実現することを目的とした「GI GAスクール構想」を掲げ、本区では当該構想に基づき、区立小・中学校に在籍する全児童・生徒に学習用情報端末を貸与しています。 貸与に当たっては、子どもたちの安全や健康を守るため、使用するアプリの選定や不適切な画像・動画の閲覧制限、SNSへの書き込み制限等の技術的な対策のほか、「目黒区立学校 学習用情報端末「iPad」使用ルール」や「目黒区児童・生徒の情報端末等の使用に関する指針」を定め、児童・生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を各校で実施しています。 ICTを活用した教育活動は、保護者・地域の方々のご理解とご協力のもと、進めていくことが重要であると認識していますので、ご不安やご意見等がありましたら、学校もしくは教育委員会までご相談ください。
42	議会	メール	区立中学校の適正化及び学校施設更新に当たっては、将来的に1,700億円もの財源を要し、区債発行も必要となるため、統合の重要性など、区民に理解を得られるよう、十分な説明をされたい。	第3章 取組の方向⑤ 魅力ある学校施設への更新	学校統合推進課 学校施設計画課	3	区立中学校の統合や各校の施設更新に向けた具体的な取組において、様々な機会を捉えて、施策の必要性・重要性について区民に丁寧に説明していきます。
43	議会	メール	小学校の更新計画の取組みが始まります。経費の削減と教員の負担軽減を理由に学校ごとのプールを廃止しようとしています。教育的な水泳指導の役割やプール共同利用の場合には移動時間がかかることなど十分に検討し、安易にプール廃止は行わないこと。	第3章 取組の方向⑤ 魅力ある学校施設への更新	学校施設計画課	3	プールの共用化については、費用対効果や教員の負担軽減だけでなく、天候等に左右されない計画的な水泳授業の実施、民間スポーツ施設の水泳指導員の協力による児童・生徒の泳力向上も目的としています。検討に当たっては、移動時間や移動中の安全確保についても十分考慮していきます。
44	議会	メール	学校施設更新に当たっては障害や性の多様性などに配慮し、各所で「だれでもトイレ」の設置を進めよ。	第3章 取組の方向⑤ 魅力ある学校施設への更新	学校施設計画課	1	学校施設の更新に当たっては、バリアフリー化の一環として、多機能なトイレ等の設置を行います。その際には障害や性の多様性に配慮した工夫を検討していきます。ご意見の趣旨を踏まえ、更新に当たっては、障害や性の多様性などに配慮しながら、様々な人が快適に利用することができる施設を整備していく旨を追記します。
45	団体	メール	◇推進施策⑤-1 学校施設の計画的な更新 学校施設の計画的な更新に関して、区立幼稚園は2年保育ですが、3年保育が実現できるよう、施設更新をお願いいたします。現在の非常に充実した教育活動を3年間教育していただきたいです。子どもにとって、よりゆとりある教育活動になることが期待されます。保護者にとっても、3歳児の一年間、家庭での子育ては、非常に負担が大きく、なるべく3年保育の園に預けたいと考える家庭が多いため、3年保育であれば、入園したいと思う保護者が増えると感じます。 また、近年、園児数が減っていることで、園の活動だけでなく、保護者会活動も困難な状況になりつつあります。特に、この地域は近隣に幼稚園が非常に少なく、幼稚園が存続できなくなると地域の園に通うことができなくなります。小学校との連携も含めて、区立幼稚園が存続していただかないと困ります。	第3章 取組の方向⑤ 魅力ある学校施設への更新	学校運営課 学校施設計画課	4	3年保育を実施するには、教職員体制や施設の整備等が必要となるため、東山地区センターの更新に併せた、ひがしやま幼稚園の認定こども園への移行を検討する中での課題とします。

整理番号	提出者	種別	意見内容	項目	所管	対応区分	検討結果(対応策)
46	個人	メール	<p>鷹番小学校の施設更新計画への意見 鷹番小学校の施設更新を区立小中高一貫校の機会と捉えて頂きたいと望んでいますが、もし実現しなかった場合に備え、以下ご提案します。</p> <p>A) 屋内プール設置 説明会では、予算不足のために民間のプールを活用するとありましたが、近隣のプールへ毎回移動となると、授業時間が削られ、児童の学習に悪影響を及ぼします。もし、民間プール活用が実現されれば、鷹番小学校学区の子どもたちは鷹番小学校を選択しなくなると思います。そうすると、折角最新の施設に更新しても、数年後には無駄になってしまいますし、学校の歴史も終焉を迎えると思います。地方の財政破綻に瀕する自治体ならまだしも、目黒区でそれを選択するのは、悪政だと断言できますし、この悪政が目黒区の財政破綻への近道となるに違いありません。 例えば初期投資の負担が大きくても、室内プール、もしくは港区のアクアフィールド芝公園のような夏はプール、それ以外の季節は多目的運動場として活用できる施設を設置し、地域に開放することにより、近隣住民の健康増進、フレイル予防に寄与し、それが長期的には継続的な運動による健康増進・医療費の削減にもつながります。行政側は五本木小学校にプールがあるからもう充分と思っていられるかもしれませんが、コロナ禍でプール施設不足が浮き彫りになりました。夏休みの間、予約待ちの人数は中央地区プール(五本木小学校)で何百人、区民センタープールで何千人規模でした。コロナ禍の継続や少子高齢化社会を見据えた善政を望みます。</p> <p>B) ビオトープの保全・保護 鷹番小学校の特色の一つとして、自然体験のできるビオトープがあります。ビオトープの生態系が機能するようになるまでには長い年月がかかります。ビオトープをいったん壊して再度設置すると説明がありましたが、ビオトープを保全したままの工事の実施を希望</p>	第3章 取組の方向⑤ 魅力ある学校施設への更新	学校施設計画課	4	<p>プールの共用化については、費用対効果だけでなく、天候等に左右されない計画的な水泳授業の実施、民間スポーツ施設の水泳指導員の協力による児童・生徒の泳力向上、教員の負担軽減を目的として検討を進めています。</p> <p>また、五本木小学校に併設している中央地区プールのような屋内温水プールは、建設にかかる初期経費だけでなく、維持管理のため経常的に多額の財政的負担を伴うことや、区内にはすでに各地区に屋内温水プールを設置していることから、今後新たに建設することは非常に困難であると考えています。</p> <p>ビオトープについては、ビオトープに適した休耕田の土などを利用したもので、生態系を維持するための大切な環境であり、地域の皆様にご協力いただきながら設置されたものと認識しています。できる限り保全に努めるよう検討していきますが、施設計画や工事期間への影響、工事中における児童の安全確保等、様々な要素を総合的に判断する必要があると考えています。</p> <p>ビオトープの保全が困難な場合は、更新前のビオトープの土を再利用して更新後に再建するなど、学校の特徴でもあるビオトープの継続的な保持に努めていきます。</p>
47	団体	メール	<p>89 統合新校整備方針の策定及び開校に向けた取組(37ページ) 特別支援学級のある第八中学校が統合してできる中学校の配置については、特別支援学級の通学区域に十分配慮してください。(第八中学校の校地が望ましいと思われる)</p>	第3章 取組の方向⑤ 魅力ある学校施設への更新	学校統合推進課	6	<p>新設中学校の校地については、今後、学校関係者、保護者、地域の方々等で構成する協議組織における協議を通じて、通学距離や校地・校舎等の条件を勘案して決定していきます。</p>
48	議会	メール	<p>第七・八・九・十一中学校を2校にする統廃合は中止すること。</p>	第3章 取組の方向⑤ 魅力ある学校施設への更新	学校統合推進課	5	<p>さらなる区立中学校の魅力づくりとよりよい教育環境の整備を図るため、令和3年12月に改定した区立中学校統合方針に基づき、着実に取組を進めます。</p>

整理番号	提出者	種別	意見内容	項目	所管	対応区分	検討結果(対応策)
49	個人	メール	より魅力的な目黒区のために学校施設の更新を好機とした小中高一貫校設立 老朽化した施設の更新は、喫緊の課題だと理解していますし、施設の更新計画も良く練られたものだと思います。しかし、目黒区民の区立小学校・中学校離れはグラフによると著しく、魅力的な区立学校を提供しているとは言い難いと思います。折角魅力的な施設に更新する機会なのですから、義務的に施設を更新していくのではなく、目黒区をより魅力的にする目黒区立小中高一貫校の設立を切望します。日本経済新聞電子版11/1の記事に「東京都は1日、都立立川国際中等教育学校(立川市)の付属小学校の一般入試の倍率が30.98倍になったと発表した。公立で全国初の小中高一貫校として、2022年春に開校する。私立より学費が低く、語学に力を入れたカリキュラムが人気を集めたとみられる。」と書かれていました。 区立中学校の統合や、鷹番小学校のプールを民間委託する案には反対意見も多いと思います。しかし、目黒区民だと入学しやすい小中高一貫校や千代田区立九段中等教育学校のような中高一貫校の設立なら反対する人はいないのではないのでしょうか？小中高一貫校なら、プールを設置する予算も計上しやすいと思います。目黒区には既に都立桜修館中等教育学校がありますので、二つの学校に同時に応募できる制度になれば、子育て世代の保護者は目黒区に住むことを検討するようになります。子育て世代の転入が増えれば、より多様な人口構成になると思います。(小)中高一貫校の魅力は、高校受験によって学びが分断されることなく、深く特色のある柔軟な学びの実践が可能なこと、中学生と高校生が同じ学舎で学び、交流することにより、中学生は高校生から様々な刺激を受け、将来の見通しを持って学生生活が過ごせること、経済格差による教育格差解消の一助となることだと思います。施設更新の機会を逃さず、統廃合ではなく、(小)中高一貫校の設立を目指す方が、長期的な視点から目黒区の未来の発展に寄与すると思います。鷹番地区での実施が難しければ、駒場地区を候補として検討してはいかがでしょうか。既に熟考された計画を今変更するのはご負担だと思いますが、更新施設の建設を始めてしまう前に、今一度再考して頂くことを切望します。	第3章 取組の方向⑤ 魅力ある学校施設への更新	学校統合推進課 学校施設計画課	5	区立の小中高一貫校の設立は、区外の都民を含めた適性検査(入学試験)制度を設けること、新規での土地の取得と施設整備、都立高校を借り受けるのであれば、借受や維持管理に関する費用が発生すること、教員については、採用や人件費の負担を区が行う必要があることなど、様々な課題があります。また、小中高一貫校の学校規模(36学級、1440人)を踏まえると、区立学校の敷地では必要な規模を満たす学校施設を建設することができません。 これらの状況から、区立の小中高一貫校を新たに設立することは、非常に困難だと考えています。
50	団体	メール	◇推進施策⑥-6 学校・家庭・地域全体で子どもたちの成長を支える体制の整備 学校・家庭・地域全体で子どもたちの成長を支える体制の整備に関連して、区立幼稚園の延長保育の導入をお願いいたします。近年、区立幼稚園に通う園児も、共働き家庭が増えています。各家庭、多様なライフスタイルの中で、様々な困難をクリアしながら、幼稚園に通わせる姿が見受けられます。子どもたちの成長を、延長保育によって、支えていただきたいと思います。延長保育により、区立幼稚園を選択する家庭が増えることも予想されます。	第3章 取組の方向⑥ 学校内外の連携・分担による学校マネジメントの実現	学校運営課	4	延長保育を実施するには、教職員体制や施設の整備等が必要となるため、東山地区センターの更新に併せた、ひがしやま幼稚園の認定こども園への移行を検討する中で課題とします。
51	個人	メール	小学校における午前5時間制40分授業の効果に疑問を感じています。息子の通う小学校では数年前から実施されていますが、学校公開のたびに以下のような点が気になっています。 ①時間内に終わらせることが優先され、先生の授業の進め方に余裕がない ②子どもがじっくり考えたり話し合ったりする時間が充分でない ③着替えや教室移動のある時は、休み時間がほとんどない 結果として学級の雰囲気も余裕のないものになり、いじめ・不登校・教員への過大なストレスにもつながっているのではないかと危惧しています。 午前5時間制40分授業の効果だけでなく、デメリットも客観的に検証・評価して結果を公開して頂きたいです。	第3章 取組の方向⑥ 学校内外の連携・分担による学校マネジメントの実現	教育指導課	2	本区における「40分授業午前5時間制」は、1日を「学びの午前」、「活動の午後」と位置付け、集中力の高い午前中に学力の定着を図り、午後は生み出した時間を個別指導や協働的な活動、教員研修に活用するなど、児童の学びの充実と教員の働き方改革につながる教育課程の編成が可能となるものと捉えています。 この区独自の取組は全国からも関心が寄せられており、令和元年度から令和5年度までの5年間、15校が文部科学省研究開発学校の指定を受け、児童の学びや生活の質の向上を図るための創意工夫ある教育課程の開発を行っているところです。 「40分授業午前5時間制」の課題を最小化する取組についても研究を進めていきます。 「40分授業午前5時間制」の取組の良さは保護者に対しても十分に伝える必要があると考えており、研究の最終年度である令和5年度は、研究発表会を通じて成果を広く情報発信していきます。

整理番号	提出者	種別	意見内容	項目	所管	対応区分	検討結果(対応策)
52	議会	メール	隣接学校希望入学制度について 小学校の隣接希望入学は、休止しています。希望入学制度がなくても、一定の理由がある場合は、指定区域以外の学校に入学することは認められています。希望入学制度は、生徒の偏在が起きてしまいます。中学校についても中止すること。	第3章 取組の方向⑥ 学校内外の連携・分担 による学校マネジメント の実現	学校運営課	5	隣接学校希望入学制度(以下「隣接制度」という。)は、学校選択の機会確保や魅力ある学校づくりの推進等を目的として実施しており、これまでに実施したアンケートにおいても隣接制度の継続を求める回答が多くなっています。中学校の隣接制度については、受入可能人数の減少や申込率の急激な低下が見られないことから、令和4年度入学についても継続しており、今後も、学齢人口や区立中学校の生徒数、南部・西部地区の中学校統合の状況等を注視しつつ、隣接制度を継続的に実施していきます。
53	団体	メール	95 職層に応じた研修の実施(40ページ) 96 教育課題に対応した研修の実施(40ページ) 専門性や指導力が求められる特別支援学級に教員を配置するには資質を見極めてください。特別支援教育の外部専門家(学識経験者等)や指導主事による授業観察や指導助言を活用して、特別支援学級における教員の指導力向上を図ってください。	第3章 取組の方向⑥ 学校内外の連携・分担 による学校マネジメント の実現	教育指導課	2	特別支援学級及び特別支援教室における研修は、今年度も障害種別にテーマを設定し、教職員の資質向上を図っています。また、目黒区特別支援教育推進計画(第四次)に基づく推進事業として、全ての学校・園で年1回以上、学識経験者等を招き、特別支援教育に関する校・園内研修を行うこととしています。その他にも特別支援教室や特別支援学級における指導・支援の充実を図るため、本区の特別支援教室を初めて担当する教員や若手教員、経験が浅い教員を中心に、指導主事による巡回指導を推進事業の一つに位置付けています。教育委員会としては、様々な機会を通じて、教職員に対し、特別支援教育に関する理解啓発を進めるとともに、教職員の実践力向上に努めていきたいと考えています。
54	議会	メール	「チーム学校」機能の強化という名目で、スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐等の配置等を進めていくとし、学校警備含め会計年度任用職員がその職を担っている。会計年度任用職員が増えていくことで、正規教職員との待遇格差で職務に影響が出てこないか危惧されるところである。学校現場で増えていく会計年度任用職員の待遇向上を進めるとともに、教育活動停止日等改善を図り、職員同士の団結を保つよう体制を整えること。	第3章 取組の方向⑥ 学校内外の連携・分担 による学校マネジメント の実現	教育指導課	4	会計年度任用職員の勤務条件等は、その職務内容や職責、勤務態様等を踏まえて設定しています。学校では、都費職員と区費職員、また、様々な職種の職員が在籍しているため、各制度の周知に努め、適切な運用を図っていきます。
55	議会	メール	104「学校・園と保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進」で、保護者-学校間のデジタル化による連絡に関しては、個別の相談や様々なクレーム対応等で、むしろ負担の増大を招かないか懸念する。よく状況を観察し、行き過ぎた状況は見逃さず、適切なアドバイス等、やり方については教育委員会としても状況を踏まえた対応に心がけて頂きたい。	第3章 取組の方向⑥ 学校内外の連携・分担 による学校マネジメント の実現	教育指導課	2	学校と保護者間における連絡手段のデジタル化を進めることは、平時・緊急時において、速やかに正確な情報を共有することが可能となることから、本区では、令和3年10月より、クラウドを利用したデジタル化を図ったところです。この連絡手段のデジタル化は、保護者の利便性の向上のみならず、教職員の働き方改革にも寄与するものと考えています。 本システムの導入に当たっては、教職員を対象に、説明会を実施するとともに、ヘルプデスクを設置しています。また、保護者から直接、システム導入事業者にお問い合わせができる仕組みを構築しています。 今後も、多くの保護者の方に理解・利用していただくことにより、迅速で正確な情報共有の実現を図り、学校・保護者等双方の負担を軽減していきます。
56	個人	メール	信頼される学校とは？娘が小学校に通っています。9月に学校内(校庭)で起きた子供連れ去り事案については、解決しましたとの紙面配布だけで詳細説明も無く、その後の改善対策も何も変わっておりません。また、学童施設は在中の先生が不足しているとの事で、父母達で協力し合い学校から学童まで1人同伴してます。放課後については区の管轄と言う事を学校側から言われ、不安な保護者の方が多数いらっしゃいます。 区としての対応を、どうか宜しくお願いします。子供の安心、安全と保護者が安心して仕事ができる環境作りを宜しくお願いします。	第3章 取組の方向⑥ 学校内外の連携・分担 による学校マネジメント の実現	生涯学習課 子育て支援課 放課後子ども対策課	3	放課後等の子どもの居場所事業として小学校で実施しているランドセルひろば(実施校14校)及びランランひろば(実施校8校)では、利用者の安全確保の徹底を図るため、校門等に設置している防犯カメラの動作確認を小学校に改めて依頼するとともに、校門入口付近に「防犯カメラ作動中」の看板を新たに掲出して活動することとしています。また、ランドセルひろば管理運営員及びランランひろば運営職員に対し、各小学校と連携をとりながら大人の出入りに対する注視や声がけ等、不審者対応策のさらなる徹底を図り、安全・安心の運営につなげていきます。

整理番号	提出者	種別	意見内容	項目	所管	対応区分	検討結果(対応策)
57	団体	メール	105 放課後等の子どもの居場所の確保及び地域の人材を活用した様々な経験の機会の提供(43ページ) 障害のある子どももフリークラブ事業・子ども教室に参加できるよう配慮し、障害の有無にかかわらず、居場所も確保し、体験ができる機会を提供してください。	第3章 取組の方向⑥ 学校内外の連携・分担による学校マネジメントの実現	生涯学習課	3	放課後フリークラブ事業は、障害の有無に関わらずご参加いただけるものです。引き続き、より多くの方にご参加いただけるよう、内容等を工夫していきます。
58	団体	メール	52) 放課後フリークラブ事業の推進 53)放課後子ども総合プランの推進体制の充実 発達障害のある児童にとっても、安全な居場所となるよう、環境整備をお願いいたします。活動プログラムにおいても発達障害のある児童にとっても、取り組みやすいものを取り入れていただきたいです。	第3章 取組の方向⑥ 学校内外の連携・分担による学校マネジメントの実現	生涯学習課 放課後子ども対策課	3	放課後子ども総合プランの実施に当たっては、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう、整備を進めていきます。 また、利用者の声を捉えながら多様な体験・活動プログラムの充実に努めます。
59	議会	メール	110「中学生自転車安全教室の実施」について、自転車運転の交通ルールが守られていない事が頻繁に見受けられる現状から、しっかりと交通ルールを守らないと危険であり、迷惑な事でもあり、事故を起こした場合の責任の重大さについて、十分な教育を施して頂きたい。	第3章 取組の方向⑦ 子どもの安全・安心の確保	教育指導課	2	区立中学校では、平成27年度から、スケアードストレート方式による自転車安全教室を、卒業時まで全生徒が体験できるよう、毎年3校ずつ実施しています。 スタントマンによる交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室を通して、交通安全意識の向上等を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践させることで自転車の交通事故の抑止につなげています。 今後も、自転車の適正で安全な利用ができるよう、本事業を継続していきます。
60	団体	メール	27 生命(いのち)の安全教育の実施(17ページ) 62 スクールカウンセラー・教育相談員の活用(27ページ) 108 セーフティー教室等の実施(45ページ) 118 学校・園と子ども家庭支援センター等との連携強化(48ページ) 特別支援学級の子どもたちは、判断力が未発達なことや意思表示がうまくできないことなどから犯罪に巻き込まれることの多い存在です。学習するまでに時間がかかることもあるため、繰り返しの安全教育をお願いします。安全教育には虐待や性犯罪についても含め、性暴力等の「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための生命の安全教育をしてください。また、スクールカウンセラーや養護教諭などに日頃から相談できる体制を作ってください。	第3章 取組の方向⑦ 子どもの安全・安心の確保	教育指導課 教育支援課	3	各小・中学校では児童・生徒が自ら安全な行動をとることができるよう、月1回、安全指導を実施しています。特別支援学級においても安全教育のテーマに沿って指導を行っています。また、学級によって安全指導の際には必ず防犯ブザーが鳴るか確認する等、児童・生徒の実態に応じた内容の工夫を行っています。 各学級では、避難訓練や自転車安全教室、セーフティ教室など学校全体での取組に参加するとともに、学級の児童・生徒の実態に応じて事前・事後指導を行い、安全指導の定着を図っています。その他にも授業の中で、情報モラル教育や不審者対応の指導を行ったり、養護教諭と連携し、性犯罪から身を守るための指導を行ったりする等、日常的に指導を行っています。 各学校においては、スクールカウンセラーや養護教諭などに日頃から相談できる体制の構築を行っているところであり、今後も、安全教育の充実に努めていきます。
61	団体	メール	115 通学路の危険箇所点検の実施(46ページ) 特別支援学級は通学区域が通常の学級と異なることを踏まえ、各児童・生徒の通学路については家庭と連携して柔軟に決定した上で点検をしてください。	第3章 取組の方向⑦ 子どもの安全・安心の確保	教育政策課	3	通学路の危険箇所は、毎年小学校に調査を行い、道路管理者や警察など関係機関が必要な対策を講じていますので、特別支援学級の担任等を通じて学校に危険箇所を報告してください。
62	議会	メール	感染症対策の実施について 新型コロナウイルスの感染の陽性者が出た場合、濃厚接触者に限定することなく全員のPCR検査を実施すること。教員の手を煩わすことなく、校舎などの消毒のための人員配置をおこなうこと。	第3章 取組の方向⑦ 子どもの安全・安心の確保	学校運営課	4	学校・園において陽性者が発生した場合のPCR検査については、保健所の指示の下、保健所が必要と認める範囲で実施しており、今後も保健所と連携を図り適切に対応していきます。 校舎などの消毒については、主に共用部分を用務職が中心となり、教室については用務職、スクール・サポート・スタッフ、教員等が連携して行っているところですが、手洗いが適切に実施されている場合は省略を可とする等、文部科学省の衛生管理マニュアルに沿って消毒作業を合理化し負担軽減を図っているところです。

整理番号	提出者	種別	意見内容	項目	所管	対応区分	検討結果(対応策)
63	個人	メール	子供達の環境を配慮し沢山の対策をありがとうございます。今夏のコロナで思ったことを記載します。数多くの対策や手法を区で考えていただき、学校へ伝達頂いても『人員が不足してすべては出来ない』と、言う返答が多かったです。	第3章 取組の方向⑦ 子どもの安全・安心の確保	教育指導課	2	各学校・園では、「目黒区立学校・園 新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づき、感染症対策を講じながら教育活動を行っています。 区が示す感染症対策の策定時には、教育委員会と学校とが連携を取りながら、マニュアルに掲載した感染症対策が各学校・園で適切に運用できることを確認しながら進めています。 今後も引き続き、適切な感染症対策を講じて教育活動を行っていきます。
64	個人	メール	感染症対策として、マスク着用が呼びかけられるようになって1年半以上経ちました。子どもたちの生活の場でも例外なくマスク着用が実質的に強制されている現状が続く、低酸素の状態が長期間続くことによる肺機能の低下や、脳の発達への影響、それによる頭痛や身体の様々な体調不良を訴える子どもたちが増えています。それだけでなく、マスク着用慣れすぎでしまい、苦しいことに気がつかない、素顔を出すのが怖い、表情が無いなどの精神的な部分への影響もあります。お友達のマスクの顔しか知らないことは異常なことだと思います。ガイドラインに沿った感染対策ばかりで、子どもたちの身心の健康、様々な体験の機会が失われています。個々の現場で先生たちなりに子どもたちのために良かれと思って尽力してくれていることはありがたいのですが、本当に的を得ているのか、もっと事実を見て、科学的データを検証して、何より子どもたちを感じて、考えてほしいです。ガイドライン、国が推進することだけが本当に正しいのか、自ら感じて考えてみてほしいです。現状では、目黒区が目指す子ども像に育てることは難しいと感じています。	第3章 取組の方向⑦ 子どもの安全・安心の確保	学校運営課 教育指導課	4	各学校・園では、「目黒区立学校・園 新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を基に感染症対策を講じて教育活動を行っているところです。マスクの着用については、国や東京都、目黒区保健所の指導や今後の感染状況に応じて、検討していきます。今後も引き続き、子どもたちの健やかな心身の成長のために、様々配慮しつつ教育活動を進めるよう各学校・園に指導・助言していきます。
65	個人	メール	スライドの文字が小さすぎてスマホの画面(多くの人、特に小中学生の保護者の層はスマホで見ると想像している)では読めない。こういった部分についても、伝える意思があるのか、自信をもって立てられた計画なのか、ICTについて語って良いのか、ツッコミどころが多すぎて残念だった。要は、大事な区民のみなさんの税金で学校をやっていくには不十分すぎる内容だったと感じた。	その他	教育政策課	4	今回は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、教育施策説明会の一環として本計画改定素案の説明動画を作成し、オンデマンド配信による説明を行いました。ご意見のとおり、スライドの文字の大きさなど、改善点があったものと認識しています。配信内容や手法など、皆様のご意見等を踏まえながら検討を進め、今後の情報発信に当たっては、より分かりやすくお伝えできるよう工夫していきます。 「めぐる学校教育プラン」は、次代を担う子どもたちが、確かな学力を身に付け、心豊かに、健やかに成長することを目指して、その時々々の学校教育を取り巻く課題に的確に対応できるよう、定期的に各施策の取組状況を検証し、必要に応じて施策の改善・見直しを行います。
66	個人	メール	■意見 幼稚園、こども園、私立保育園等へのICT導入へ副業者を活用してはいかがでしょうか。 ■理由、背景 ・企業人は現在リモートワークが普及し、仕事の時間が調整しやすく、目黒区にいる時間を作りやすい。 ・こども園、保育園等の職員の方はICT(IT)に接する機会が少なく、苦手意識がある。 ・私含め保護者こども園、保育園等の皆様のおかげで働けている。 ■貢献できること ユーザーサイドに立った支援 ・既製品ICTツールの導入支援(開発ではなく導入に特化することで賃金を抑える) ・利用マニュアルの作成 ボランティアだとやらなくても園側は文句を言えない可能性があるが、副業として、対価を発生させることで責任感を発生させる。普段お世話になっているので、何かできることで力になりたいと思っています。	その他	学校ICT課	3	幼稚園及びこども園のICT化については、めぐる学校教育プランの補助計画として本年度策定予定のMEGUROスマートスクール・アクションプラン(教育情報化推進計画)において、施策「幼稚園・こども園におけるICTを活用した園務改善」として、具体的な取組内容を掲げており、当該施策に基づき計画的にICT化を図るとともに、保育課とも緊密に連携して取組を進めていきます。

整理番号	提出者	種別	意見内容	項目	所管	対応区分	検討結果(対応策)
67	個人	メール	区立幼稚園での保育時間の延長希望と、幼稚園での給食か、学校お弁当サービスの利用。教育内容の拡充。ひがしやま幼稚園に通園している子供の8割は、公務員宿舎に入居している子供たちです。急な転勤で、幼稚園を探す余裕もなく、一番近くの幼稚園に預けてから、保育時間が短いことや、毎日のお弁当を作る労力を考えると、一時的にひがしやま幼稚園に預けて、その間に他の条件のあった幼稚園を探して、転園する人もいます。他県の幼稚園事情を知っている人が多いため、こちらの幼稚園に預けるメリットを感じられない親御さんも多いと思います。保育料の安さは、とても良いことですが、逆にもう少し金額を上げてでも、預けるメリットがないと、生徒は減少する一方だと思います。他県の幼稚園では、給食は必ずあります。	その他	学校運営課 教育指導課	4	延長保育や給食・弁当サービスを実施するには、教職員体制や施設の整備等が必要となるため、東山地区センターの更新に併せた、ひがしやま幼稚園の認定こども園への移行を検討する中での課題とします。 幼稚園の教育内容については、幼稚園教育指導要領等に基づき、園の創意工夫を生かした教育の実践に努めます。
68	個人	メール	区内の小学生の中学受験率が他区より高いことについてどうお考えか。私立と比べなればいけないという気持ちはないのかもしれないが、今からやっとなりICT化について説明していることなどの様々な方針に、遅れを感じた。大事な区民の税金で大事な子供たちを育てていこうとするならば、私立校を研究して区として最大限できることをもっと探ってはどうか。	その他	教育指導課	2	区立小学校から区立中学校への進学率の低下は課題であり、目黒区立中学校の魅力づくりを進めていくことは重要であると認識しています。 特色ある教育活動の一つとして、連合行事の充実があります。本区では駒沢オリンピック公園総合運動場陸上競技場での中学校連合体育大会、めぐろパーシモンホールの大ホールでの音楽鑑賞教室や連合音楽会、目黒区美術館での連合展覧会をそれぞれ実施し、体力や学力の向上、文化的体験の充実等を図っています。 また、小・中連携の日を年3回設定し、各中学校区で作成している、「小・中連携子ども育成プラン」に基づいて、いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議や、児童による中学校見学、生徒会による児童への学校紹介、児童の部活動体験、児童会・生徒会合同でのあいさつ運動、中学校教員による出前授業など、連続性のある指導、児童・生徒の交流・教員の相互理解などを具体的に行い、学校間が共同で知・徳・体の調和の取れた9年間の教育を進めるとともに、児童・生徒が多様な教職員、児童生徒と関わる機会を増やすことで、児童の中学校進学に対する不安感の軽減を図っています。 今後も特色ある教育活動を支援し、区立中学校の魅力づくりに努めていきます。
69	個人	書面	公立中学校への進学率が下がっているように思えます。公立中学生にも、夢、希望のある学校生活をお願いします。 案1)夏休みに海外へ体験ツアー(10日間位)はいかがでしょうか。各中学から2名程度、区内全部の中学として団体に。予算は区からと本人負担両方で良いと思います。経済的理由で行けない生徒たちに希望をかなえてやりたい。	その他	教育指導課	2	区立小学校から区立中学校への進学率の低下は課題であり、目黒区立中学校の魅力づくりを進めていくことは重要であると認識しています。 特色ある教育活動の一つとして、連合行事の充実があります。本区では駒沢オリンピック公園総合運動場陸上競技場での中学校連合体育大会、めぐろパーシモンホールの大ホールでの音楽鑑賞教室や連合音楽会、目黒区美術館での連合展覧会をそれぞれ実施し、体力や学力の向上、文化的体験の充実等を図っています。 また、小・中連携の日を年3回設定し、各中学校区で作成している、「小・中連携子ども育成プラン」に基づいて、いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議や、児童による中学校見学、生徒会による児童への学校紹介、児童の部活動体験、児童会・生徒会合同での挨拶運動、中学校教員による出前授業など、連続性のある指導、児童・生徒の交流・教員の相互理解などを具体的に行い、学校間が共同で知・徳・体の調和の取れた9年間の教育を進めるとともに、児童・生徒が多様な教職員、児童生徒と関わる機会を増やすことで、児童の中学校進学に対する不安感の軽減を図っています。 なお、生徒の海外派遣として、平成29年度から目黒区の友好都市である中国北京市東城区及び韓国ソウル特別市中浪区と三区間交流事業を実施しており、平成29年度は東城区、令和元年度は中浪区に代表生徒を派遣し、バスケットボール大会等に参加しています(平成30年度は目黒区で開催)。 今後も特色ある教育活動を支援し、区立中学校の魅力づくりに努めていきます。

整理番号	提出者	種別	意見内容	項目	所管	対応区分	検討結果(対応策)
70	個人	メール	子どものランドセルが重いのがとても気になります 学校のロッカーに教科書や毎日使うペンケースなどを置いておく他対応を考慮して いただきたいと思います	その他	教育指導課	3	児童・生徒の携行品に係る配慮について、本区では、平成30年9月に、文部科学省からの通知を受け、各学校長に周知していますが、学習用情報端末が児童・生徒1人1台に貸与されたことに伴い、より適切な配慮が必要であることから、改めて、令和3年9月に通知しています。 本通知では、教科書やその他教材等のうち、持ち帰らせるものや学校に置いておくものについて、保護者等とも連携し、児童・生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等の実態を考慮して、各学校で判断することとしています。 教育委員会としては、児童・生徒の身体の健やかな発達に影響が生じないよう、携行品に係る配慮について、引き続き、各学校に指導・助言していきます。
71	個人	メール	下着の色や頭髪に関する校則の完全撤廃 下着の色の確認等は人権蹂躪になるので、区立中学の校則の全面撤廃を望みます。	その他	教育指導課	5	下着の色の確認は、各学校で行っていません。 また、校則の見直しについては、各小・中学校長に通知しており、「学校を取り巻く社会環境や児童・生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童・生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか絶えず、積極的に見直さなければならない。少なくとも年度内に1度は校則の見直しを行う。」などとしています。なお、校則の制定について、文部科学省は、「学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童・生徒の行動などに一定の制限を課することができる。」としています。そのため、校則の全面撤廃は困難です。